

# 独立行政法人 情報処理推進機構 第三期中期計画

平成25年3月29日

独立行政法人 情報処理推進機構

(平成28年1月19日 変更)

(平成28年10月21日 変更)

## 目次

I. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置.....	3
1. 新たな脅威への迅速な対応等の情報セキュリティ対策の強化.....	3
～誰もが安全なITを安心して利用できる経済社会のための情報セキュリティ基盤の確立を目指して～ .....	3
(1)あらゆるデバイス、システムを対象としたサイバー攻撃等に関する情報の収集、分析、提供、共有 .....	4
(2)情報セキュリティ対策に関する普及啓発.....	5
(3)国際標準に基づくIT製品等のセキュリティ評価及び認証制度の着実な実施 .....	5
(4)暗号技術の調査・評価 .....	6
(5)制御システムの国際的な認証制度への取組 .....	6
2. 社会全体を支える情報処理システムの信頼性向上に向けた取組の推進 .....	8
～重要インフラ分野等における情報処理システムの信頼性・安全性の向上～ .....	8
(1)重要インフラ分野の情報処理システムに係るソフトウェア障害情報の収集・分析及び対策 .....	9
(2)利用者視点でのソフトウェア信頼性の見える化の促進 .....	10
(3)公共データの利活用など政府方針に基づく電子行政システムの構築支援 .....	10
(4)ソフトウェアの信頼性に関する海外有力機関との国際連携.....	10
3. IT人材育成の戦略的推進.....	11
～若い突出したIT人材の発掘・育成及び高度IT人材育成の体系・客観的な能力基準の普及等～ .....	11
(1)イノベーションを創出する若いIT人材の発掘・育成と産業界全体への活用の啓発.....	12
(2)融合IT人材と情報セキュリティ人材に関する客観的な能力基準の整備及び情報発信 .....	12
(3)情報処理技術者の技術力及び国民のIT利活用力の向上を目指した情報処理技術者試験の実施等 .....	12
(4)スキル標準及び産学連携に関する事業の民間を含めた実施体制の構築.....	13
II. 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置.....	14
1. 出口戦略を意識した業務運営の不断の見直し.....	14
2. 機動的・効率的な組織及び業務の運営.....	14
3. 運営費交付金の計画的執行.....	14
4. 戦略的な情報発信の推進 .....	15
5. 業務・システムの最適化 .....	15
6. 業務経費等の効率化.....	16
7. 調達の適正化.....	16
III. 財務内容の改善に関する目標を達成するためとるべき措置.....	17
1. 自己収入拡大への取組 .....	17
2. 決算情報・セグメント情報の公表の充実等.....	17
3. 地域事業出資業務(地域ソフトウェアセンター).....	17
4. 債務保証管理業務.....	17
5. 資産の健全化.....	17
IV. 予算(人件費見積りを含む。)、収支計画及び資金計画.....	18
1. 予算(別紙参照).....	18

2. 収支計画(別紙参照).....	18
3. 資金計画(別紙参照).....	18
V. 短期借入金の限度額 .....	18
VI. 重要な財産の譲渡・担保計画 .....	19
VII. 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画 .....	19
VIII. 剰余金の使途 .....	19
IX. その他主務省令で定める業務運営に関する事項.....	19
1. 施設及び設備に関する計画 .....	19
2. 人事に関する計画.....	19
3. 中期目標期間を超える債務負担 .....	20
4. 積立金の処分に関する事項 .....	20
別紙.....	21
別紙1 予算 .....	21
別紙2 収支計画.....	28
別紙3 資金計画.....	33

## 前文

独立行政法人情報処理推進機構(以下「機構」という。)は、経済産業省の政策実施機関として、平成16年1月の独立行政法人化後、第一期中期目標期間(平成15年度～19年度)においては、産業の育成に主眼を置いて「情報処理の推進」を図るための事業を、また、第二期中期目標期間(平成20年度～24年度)においては、ITが経済活動の重要な社会基盤に急速になりつつある状況を踏まえ「情報社会システムの安寧と健全な発展」を目指した事業を実施してきた。

第三期中期計画を策定するに当たり、昨今のITを取り巻く状況を見ると、次のような特徴が挙げられる。まず、クラウドコンピューティングの進展やハードウェア性能の向上等の技術革新によりデータの保存可能量が爆発的に増加し、その処理速度が急激に上昇していること、また、パソコンや携帯端末による「人が起点」の利用から、これまで個々に利用されてきた家電、エネルギー機器、自動車等の「モノとモノ」の相互接続の拡大が進んでいること等である。こうした中、経済・社会活動において、ITとの関わりを意識する、しないを問わず、否が応でも人々とITとの繋がりが生じる社会が形成されつつある。

そのことは、ITの活用による快適で利便性の高い国民生活の実現、新たな産業の創出の機会の拡大を意味する。しかし、その反面、ITの利活用基盤としての情報処理システムの一層の複雑化・膨大化により障害発生時の社会に与えるインパクトは増大し、さらに、企業、個人を問わず万人に対するサイバー攻撃等による被害を受ける可能性も拡大することから、それらへの対応が迫られている。また、情報社会システムを支えるIT人材の持続的な供給、とりわけ高度なIT人材の供給の重要性も一層高まってきている。

以上の認識の下、機構は、第三期中期目標期間においては、「利用者視点に立った複雑・膨大化する情報社会システムの安全性・信頼性の確保」を理念として、経済産業省のIT施策の一端を担う政策実施機関として幅広い施策を展開すべく、以下の項目を重点課題として取り組むものとする。

### 1. 社会基盤としてのITの安全性・信頼性の向上

#### ①新たな脅威への迅速な対応等の情報セキュリティ対策の強化

ITは国民生活や経済活動を支える社会基盤としてますます不可欠なものとなる一方、攻撃手法の高度化、攻撃対象のあらゆるデバイスやシステムへの拡大等、個人や企業等が脅威に晒されるリスクが増大している。このため安全なITを安心して利用できる環境を整備すべく、幅広く国民一般やIT利用企業に向けて、情報セキュリティ対策を推進する。

#### ②社会全体を支える情報処理システムの信頼性向上に向けた取組の推進

情報処理システムは、企業活動・国民生活とITの一体化、ソフトウェアが支える社会基盤の拡大、大規模複雑システム等の障害時の影響範囲の拡大、深刻度の増大等により、信頼性・安全性の向上について利用者視点での取組の必要性が高まっている。このため、重要インフラ分野(電子行政等を含む。)における情報処理システムの信頼性・安全性の向上について利用者視点での先進的信頼性向上技術の適用促進や電子行政の支援等の事業を推進する。

#### ③国際的視野に立った情報セキュリティ対策、情報処理システムの信頼性向上に向けた取組の推

## 進

情報セキュリティに関する脅威は、国境を越えて一層のグローバル化が進展している。このためITを安全・安心に利用できる環境を整備すべく、国外の関係機関との連携を図りつつ国際的な視野に立った評価・分析機能の強化等を推進する。

また、オープンデータをはじめとして、ITの技術的グローバル化が進む中で、ITに関する基準の国際化、我が国の強みのある分野のグローバル化等、戦略的な標準基盤の構築を国際的な整合を持って取組むことがますます重要となっている。このため海外の代表的機関と情報交換、連携を進め、我が国が開発した標準、手法の国際的評価を高め、特に重要性の高い手法については、国際標準化を推進する。

## 2. 複雑化・巧妙化する脅威に対するセキュリティの確保と次世代を切り開く高度IT人材育成の戦略的推進

### ①イノベーションを創出する若いIT人材の発掘・育成と産業界全体への活用の啓発

社会基盤としてのITの位置付けが確固たるものとなる中、それを基盤として新たな産業の創出を促進することは我が国経済の活性化に直結するものである。その一方、サイバー攻撃等については、ますます複雑化・巧妙化しており、それによる脅威はIT社会においては非常に大きなものとなっている。そのためITによるイノベーションを創出できる若手IT人材の発掘・育成、サイバー攻撃等に対処できる情報セキュリティ人材の発掘・育成の両面からの対応が必要となっている。このため産業の次代を担うイノベーションを創出する若い突出したIT人材や特定の優れた技術を持ったIT人材(情報セキュリティ人材等)の発掘・育成を促進する。

### ②融合IT人材と情報セキュリティ人材に関する客観的な能力基準の整備

近年は、農業、医療、エネルギー等あらゆる分野において、ITの利活用による新たなビジネスを創造することが注目されている。また、情報セキュリティに関する脅威が複雑化・巧妙化している状況に対応するため、情報セキュリティ人材の育成が急務となっている。このため融合IT人材に関するフレームの整備、情報セキュリティ人材に求められるスキル・タスクを分析・整備し、IT人材の育成を推進する。

## 平成28年10月21日における中期計画の変更について

機構の目的、業務の範囲等について定めた「情報処理の促進に関する法律(昭和45年法律第90号)」(以下、「情報処理促進法」)が、平成28年4月15日に改正され、機構の業務に係る変更が行われたこと等を受け、平成28年7月29日に第三期中期目標の変更が行われ、独立行政法人及びサイバーセキュリティ戦略本部が指定する特殊法人等(以下「独法等」)の情報システムに対する不正な活動の監視、監査、原因究明調査に関する業務や、情報処理安全確保支援士制度に関する業務が追加されたほか、脆弱性対策に係る業務に関する所要の変更等が行われたことから、これに対応し、第三期中期計画の変更を行うものとする。

# I. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

## 1. 新たな脅威への迅速な対応等の情報セキュリティ対策の強化

～誰もが安全なITを安心して利用できる経済社会のための情報セキュリティ基盤の確立を目指して～

近年、ITは、既存産業との融合、ビッグデータの利活用、IOT(Internet of Things)等の進展により我が国の国民生活や経済活動を支える社会基盤としてますます不可欠なものとなる一方で、個人や企業等が情報セキュリティに関する脅威に晒されるリスクも格段に増大している。具体的には、その脅威は国境を越えてグローバル化し、攻撃手法も高度化するとともに、攻撃対象がスマートフォンや制御システム等あらゆるデバイスやシステムに拡大している。

こうした課題への対応に当たり、我が国の情報セキュリティ対策を担う中核的な実施機関として、内閣官房情報セキュリティセンター(NISC)、米国商務省国立標準技術研究所(NIST)等の国内外の関係機関との連携を図りつつ、民間では収集が困難なサイバー攻撃に転用可能な情報等の収集、評価及び分析、インシデント事例や対策ノウハウの収集とそれら知見の一般化を行う任務・役割を担うものとする。

これらの任務・役割のもとに、安全なITを安心して利用できる環境を整備するため、IT利用企業や国民一般に向けて、あらゆるデバイスやシステムの情報セキュリティ対策の推進、国際的な視野に立った評価・分析機能の強化、社会がよりセキュアな製品・システムを享受できる環境の整備等の事業を重点的に推進する。さらに事業成果の活用に向けツール、データベースの構築等を行うことにより、利用者の利便性の向上に努める。

なお、事業の推進に当たっては、世界最先端の情報セキュリティ社会を構築することを目指し、社会基盤としてのITの安全性向上を図るため、以下の点について、中期目標期間において達成を目指す。

- (目標1)重要インフラ等に対するサイバー攻撃に関する情報共有の取組みについて、機構が情報を収集・提供する産業分野を深化・拡充する。(現状、重工・電力・ガス・石油・化学の5分野)

中期目標に明記された上記目標に対し、本中期計画においては以下の目標を定める。

○関係機関等との連携を図ることで、新たに5つ以上の産業分野と情報の収集・提供を開始する。また、本取組みによる情報共有について、サイバー攻撃対策への有効性を高めるため、関係機関等との調整の上、攻撃事例の対象範囲の拡大を図るとともに、サイバー攻撃解析協議会の活動等を通じて解析手法の高度化を行い、提供する情報の内容を充実させる。

- (目標2)ウイルス等の機構が、収集・分析・提供・共有した情報等に関し、当該情報等が提供・共有された企業・個人の、当該情報等に対する満足度の割合を80%以上とする。

中期目標に明記された上記目標に対し、本中期計画においては以下の目標を定める。

○機構から情報を提供・共有した企業、個人等に対し、毎年度200者以上のアンケート、30者以上のインタビュー、Webサイトを用いた意見収集等を行い、ニーズや課題を把握する。また、これらを元に提供・共有する情報の改善、Webサイトで利用ガイダンスを提示するなどのフィードバックを行うことにより満足度の向上を図る。なお、意見の収集とフィードバックは、担当を一元化して、的確な対応ができる体制とする。

(目標3) 情報セキュリティに関する信頼できる情報源として機構に対する期待の割合を25%以上とする。(2011年:19%、2012年:20%)

中期目標に明記された上記目標に対し、本中期計画においては以下の目標を定める。

○機構の提供する情報が国民から信頼できる情報源として広く認知されるよう、先端的なセキュリティ人材の活用等により最新技術情報の収集・分析を行い、技術的なレポート等として提供(年20回以上)、事業実施を通じて得た知見の活用による「情報セキュリティ白書」の定期的な出版などにより情報の信用度を向上させる。また、(目標4)の成果普及能力の倍増に加え、若年層を対象とした情報セキュリティ普及啓発コンテストの募集を全国の小中高等学校に対して行うにあたり、併せて機構の成果物を紹介するなどにより、機構の認知度向上を図る。

(目標4) 標的型攻撃等サイバー攻撃の脅威への対応策に関するガイドライン等の機構の成果の普及能力を倍増する。(現状、定期的周知4万社、普及活動に協力するITコーディネータ等250名)

中期目標に明記された上記目標に対し、本中期計画においては以下の目標を定める。

○平成27年度までに、新たに200団体以上の商工三団体の傘下団体等に対して、当該団体等のメールマガジンや機関紙を通じた「今月の呼びかけ」、「注意喚起」等の周知について協力依頼を行い、周知先の拡大を図る。

○セキュリティプレゼンター制度の紹介を関連団体等に対して行うなどにより、機構成果物の普及活動に協力するITコーディネータ等(セキュリティプレゼンター)の登録者数を毎年度50名以上ずつ増加させる。

また、日々技術進歩の著しいIT業界の特性を勘案し、個々の事業ごとについては、年度計画において成果指標を定めて、我が国の情報セキュリティ対策の強化にどの程度貢献したのかを、各年度計画の評価時に確認する。

※例えば、我が国の根幹を成す重要インフラに係る制御システムのセキュリティの評価・認証制度の早期確立、事業推進に必要な各種脅威情報等へのアクセス度合等が想定される。

(1) あらゆるデバイス、システムを対象としたサイバー攻撃等に関する情報の収集、分析、提供、共有

(1.1) ウイルス等の脅威への対応

- ①急速に変化しつつある脅威を的確に把握し、ウイルスや不正アクセス等の情報を積極的に収集・分析し、広く国民一般に対し、傾向や対策等の情報提供を行う。
- ②ユーザからの相談・問い合わせ対応については、自動応答システム等の活用により効率的に行う。
- ③深刻化、増大する標的型攻撃や新種のコンピュータウイルス等のサイバー攻撃に対して、注意喚起・情報共有のみならず、初動対応措置や対応策の検討を行うとともに、未然発生防止のための措置等高度な対策等の提案を行う。

(1. 2) 情報システムの脆弱性に対する適切な対策の実施(情報処理促進法第43条第3項の規定に基づく情報の公表に係るものを含む。)

- ①「脆弱性関連情報届出受付制度」を引き続き着実に実施するとともに、関係者との連携を図りつつ、脆弱性関連情報をより確実に利用者に提供する手法を検討する。
- ②統合的な脆弱性対策情報の提供環境を整備し、開発者、運用者及びエンドユーザに対して、脆弱性対策の普及啓発を推進する。
- ③最新の脆弱性情報やインシデント情報を収集・分析し、注意喚起による危険回避や対策の徹底を図り、情報セキュリティリスクの低減を促進する。

(1. 3) 社会的に重要な情報システムに関する対策支援

- ①重要インフラ分野や制御システム等の社会的に重要な情報システムについて、関係府省等の求めに応じて、情報セキュリティ強化のための調査、協力を行う。
- ②我が国の競争力の源泉となる組込み機器の脆弱性に関する対策の提示等を行う。

(2) 情報セキュリティ対策に関する普及啓発

- ①広く企業及び国民一般に情報セキュリティ対策を周知するため、地域で開催される情報セキュリティに関するセミナーへの講師派遣等の支援、各種イベントへの出展、普及啓発資料の配布、啓発サイトの運営等を行い、更なる啓発活動を実施する。
- ②情報セキュリティに関する脅威を分析・評価し、IT利用企業や国民一般に向けた積極的な情報セキュリティ対策を図るため、必要な情報提供を行う。
- ③社会的要請に応じ、情報セキュリティ対策・プライバシーに関する状況の調査・分析を行い、情報提供を行う。
- ④米国商務省国立標準技術研究所(NIST)、韓国インターネット振興院(KISA)等の各国の情報セキュリティ機関との連携を通じて、情報セキュリティに関する最新情報の交換や技術共有等に取組む。

(3) 国際標準に基づくIT製品等のセキュリティ評価及び認証制度の着実な実施

- ①ITセキュリティ評価及び認証制度において、制度利用者の視点に立った評価・認証手続の改善、



評価等に関する人材の育成、積極的な広報活動等を実施する。特に、認証書発行までにかかる期間を成果指標とし適切な期間内とする。また、認証取得後、認証取得者に対してアンケート調査を実施し業務改善を図る。

- ②暗号・セキュリティ製品やモジュールの認証、暗号技術等広範に亘る情報セキュリティ対策の国際標準化や新たな手法の開発に係わる国際会議等に参加し、貢献する。
- ③暗号モジュール試験及び認証制度(JCMVP)について、試験等に関する人材の育成を図るとともに、平成25年度中に米国商務省国立標準技術研究所(NIST)と覚書を締結し、共同認証制度を確立する。
- ④政府調達等における情報セキュリティの確保に資するため、政府及び地方公共団体の調達担当者等に対して「政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準」を遵守するように、調達する機器等のセキュリティ要件及びその要件を満たす認証取得製品等の情報提供や普及啓発を行う。

#### (4)暗号技術の調査・評価

- ①電子政府推奨暗号リストの適切な維持・管理を行うため、CRYPTRECの事務局を引き続き務めるとともに、電子政府推奨暗号の危殆化をフォローするため、国際会議へ出席し、調査を行う。また、民間セクターにおける暗号利用システムの円滑な移行を図るための情報提供を行う。
- ②技術的評価能力の向上に資する最新技術動向の情報収集等を行うため、米国商務省国立標準技術研究所(NIST)及びJIWG(Joint Interpretation Working Group)と毎年定期協議を行う。

#### (5)制御システムの国際的な認証制度への取組

- ①制御システムのマネジメントシステム適合性評価スキームについて平成26年度に確立すべく支援する。
- ②制御機器等の国内評価認証スキームについて平成26年度の確立に向けて、技術研究組合制御システムセキュリティセンター(CSSC)に対して支援を行う。

#### 情報処理促進法改正等に伴う追加措置

中期目標の変更により定められた以下の追加目標について、達成を目指す。

(目標5)情報処理促進法第43条第3項の規定に基づく脆弱性情報等の公表に係る業務の実施のために必要となる運用ガイドライン及び体制を、ステークホルダーとなる関係団体と調整の上、改正情報処理促進法の施行後、遅滞なく整備する。

(目標6)独法等の情報システムに対する不正な活動の監視、監査、原因究明調査を、NISCからの指示等に基づき、着実に実施する。また、意欲的目標として、以下の2点を定める

- ①セキュリティに係る他の業務との間でシナジーを発揮することによって、監視、監査、原因究明調査業務に対する効果的な改善の提案を行う。
- ②セキュリティに係る他の業務との間でシナジーを発揮することによって、人材育成、製品・技

術評価等において、価値の高い成果を得る。

上記追加目標の達成に向け、以下の事業を実施する。個々の事業ごとについては、年度計画において成果指標を定めて、我が国の情報セキュリティ対策の強化にどの程度貢献したのかを、各年度計画の評価時に確認する。

(6)あらゆるデバイス、システムを対象としたサイバー攻撃等に関する情報の収集、分析、提供、共有(追加措置)

- ①情報処理促進法改正に伴い、「情報セキュリティ早期警戒パートナーシップガイドライン」等の関連規定に求められる変更について、ステークホルダーとなる関係団体とも連携して検討し、また、必要な合意形成を図る。
- ②関連規定の変更にあわせ、機構が実施する脆弱性対策等の業務について、その設計や体制に必要な見直しを行った上で、引き続き、推進する。

(7)独法等の情報システムに対する不正な活動の監視、監査、原因究明調査

- ①NISCの指示に基づき、独法等の情報システムの監視を実施する。
- ②サイバーセキュリティ戦略本部からの委託に基づき、独法等の情報システムに対する監査、原因究明調査を実施する。

## 2. 社会全体を支える情報処理システムの信頼性向上に向けた取組の推進

～重要インフラ分野等における情報処理システムの信頼性・安全性の向上～

社会全体を支える情報処理システムに関しては、新たな製品・サービスの登場やライフスタイルの変化を背景とした企業活動・国民生活とITの一体化、ネット取引や物流等のソフトウェアが支える社会基盤の拡大、システム同士がつながる大規模複雑システム等におけるシステム障害時の影響範囲の拡大と深刻度の増大等により、信頼性・安全性の向上について利用者視点での取組の必要性が高まっている。

こうした課題への対応に当たり、国民生活や社会基盤を支える重要インフラ分野(電子行政等を含む。以下、本項目において「重要インフラ分野」という。)における情報処理システムの信頼性向上を任務とする国の政策実施機関として、民間では収集が困難な機微情報の収集・分析、信頼性向上のため業種を越えて知見を共有する拠点機能、専門的知見とノウハウを蓄積しそれらを最大限活かした任務の適切な遂行の役割を担うものとする。

これらの任務・役割のもとに、重要インフラ分野における情報処理システムの信頼性・安全性の向上のため、利用者視点に立脚して、先進的信頼性向上技術の適用促進等の事業を重点的に推進する。さらに、「電子行政推進に関する基本方針」、「電子行政オープンデータ戦略」で示された方針に基づき、低コスト・高信頼な電子行政の構築に向けて、国際的協調を取りつつ、技術標準等の策定、ガイドライン策定・提供や技術的ノウハウの提供等を行う。さらに事業成果の活用に向けツール、データベースの構築等を行うことにより、利用者の利便性の向上に努める。

なお、事業の推進に当たっては、重要インフラ分野における情報処理システムに係る類似のソフトウェア障害の再発防止を目指し、その目標の達成状況を確認するため、以下の点について、中期目標期間において達成を目指す。

(目標1) 情報処理システムに係る障害情報について、電力・ガス等の主たる重要インフラ等の産業分野から新たに情報を収集する。

中期目標に明記された上記目標に対し、本中期計画においては以下の目標を定める。

○情報処理システムに係る障害情報について、初年度においては収集した障害事例の分析から障害情報共有の有効性や、分野横断で障害情報を収集する仕組み(情報収集のための共通様式、機密保持等のルール)をとりまとめる。2年度目以降は、重要インフラ等から各年度において新たに2以上の産業分野を加え、障害情報の収集体制を構築・拡充する。さらに、収集した障害情報の分析を行い、類似障害の未然防止につながるガイドラインや障害発生度合いの傾向分析等のレポートとして取りまとめる。

○ソフトウェア開発データの活用による情報システムの品質・信頼性向上を目指し、各年度において新たに200プロジェクト以上の開発データを収集し、収集した情報の分析を行う。

(目標2) 情報処理システムの信頼性の向上に係る成果の有効性(役立ったと回答する者の割合)を50%以上とする。(2012年:42%)

中期目標に明記された上記目標に対し、本中期計画においては以下の目標を定める。

○中期目標期間において製品・サービス等の異なる20以上の業界団体・機関等に対し、情報処理システムの信頼性の向上に関する継続的な意見交換を行う関係を構築し、業界等の抱えるニーズや課題を把握する。

○ソフトウェアの上流工程での先進的な設計方法の効果的な適用事例を各年度において新たに10件以上収集、また、ソフトウェアの信頼性検証のための先進技術及びその活用手法に関する内外の最新動向を収集し、そうした知見を基礎として、効果的な成果のとりまとめに反映する。

(目標3) 情報処理システムの信頼性の向上に係るガイドライン等の機構の成果について、企業等への導入率を35%以上へ高める。(2011年:31%、2012年:30%)

中期目標に明記された上記目標に対し、本中期計画においては以下の目標を定める。

○中期目標期間において製品・サービス等の異なる20以上の業界団体・機関等に対し、障害発生度合いの低減方策やソフトウェア品質確保に関する継続的な意見交換を行う関係を構築し、ガイドライン等の企業等への導入を促進する。

また、日々技術進歩の著しいIT業界の特性を勘案し、個々の事業ごとについては、年度計画において成果指標を定めて、我が国の情報処理システムの信頼性向上等にどの程度貢献したのかを、各年度計画の評価時に確認する。

※例えば、オープンデータの認知度等が想定される。

## (1) 重要インフラ分野の情報処理システムに係るソフトウェア障害情報の収集・分析及び対策

### (1. 1) 重要インフラシステム等のソフトウェア障害情報の収集・分析

①重要インフラ分野における情報処理システムについて、品質・信頼性確保に関する実証的なデータの収集を継続するとともに、機器故障・ソフトウェア不具合・人為的ミス等により運用時に障害が起きた場合にも、システム全体の停止に波及させることなく、国民生活や経済活動への影響を極小化するIT社会を実現するために、業種を越えて、運用・利用面での障害事例(障害現象・被害状況・原因・復旧対策・再発防止策等)を社会で共有する仕組みを構築する。

②国民生活や経済活動に一定以上の影響を及ぼした障害については、事業者が積極的に情報提供を行えるよう、障害情報を記録する共通様式的设计、機密保持・情報提供の方法のルール化等を推進する。

### (1. 2) 重要インフラシステム等のソフトウェア障害の再発防止の導入促進や事例に対する対策支援

①障害の再発防止に向けたシステム開発や運用・管理の継続的なプロセス評価・改善手法を策定し、ITサービス提供者への導入を促進する。

- ②障害事例の分析に基づき、ITサービスの利用者の意識改革を促すため、サービスの安全性、信頼性、グレードとコストに関する複数の選択肢を提供する方法等について検討を進める。

## (2)利用者視点でのソフトウェア信頼性の見える化の促進

### (2.1)ソフトウェア品質説明力の強化の促進

- ①製品・サービスを提供する事業者が利用者に対しソフトウェア品質を十分に説明できるよう、ソフトウェアの信頼性に関する表示を行う仕組みを構築し、BtoBを中心とするサプライチェーンにおけるソフトウェア品質のトレーサビリティの確保を図る。
- ②ソフトウェアの信頼性について、第三者が確認を行うソフトウェア品質説明力強化の取組を促進する。

### (2.2)ソフトウェア信頼性の見える化促進のための環境整備

- ①複雑化・高度化する情報処理システムを実現するソフトウェアについて、その高信頼性を確保するため、上流工程での先進的な設計方法の効果的な適用事例を収集し、適用のためのガイドライン等を策定する。
- ②ソフトウェアの信頼性検証のための先進技術の適用促進、信頼性検証技術の活用手法の提供を行う。

## (3)公共データの利活用など政府方針に基づく電子行政システムの構築支援

- ①公共データの二次利用促進等による我が国の経済活性化等に資するよう、電子行政システム間の効率的データ連携とデータ公開に必要な技術標準、データ標準の評価と整備を行うとともに、その普及を図る。
- ②複雑化・高度化する電子行政システムを効率的、中立・公平に調達するためのガイドラインの整備を行うとともにその普及を図る。

## (4)ソフトウェアの信頼性に関する海外有力機関との国際連携

- ①米国商務省国立標準技術研究所(NIST)、米国カーネギーメロン大学ソフトウェアエンジニアリング研究所(SEI)、独国フラウンホーファ協会実験的ソフトウェアエンジニアリング研究所(IESE)等の海外の代表的機関との情報交換、国際連携を進めるとともに、定量データ分析等我が国が開発した標準、手法の国際的評価を高め、世界有数の拠点を目指す。
- ②機構で確立した手法について、我が国の国際競争力の確保に留意しつつ、特に重要性の高いものについては、国際標準化を推進する。

### 3. IT人材育成の戦略的推進

～若い突出したIT人材の発掘・育成及び高度IT人材育成の体系・客観的な能力基準の普及等～

社会基盤としてのITの位置付けが確固たるものとなる中、それを基盤として新たなビジネスや高度テクノロジーの創造等のイノベーションを起こし、新たな産業の創出を促進することは我が国経済の活性化に直結するものである。その一方、サイバー攻撃等については、ますます複雑化・巧妙化しており、それによる脅威はIT社会においては非常に大きなものとなっている。そのため産業の活性化を促進するにはITによるイノベーションを創出できる若手IT人材の発掘・育成及び農業、医療、エネルギー等あらゆる分野においてITの利活用による新たなビジネスを創造できるIT人材像の整備並びにサイバー攻撃等に対処できる情報セキュリティ人材の育成・輩出等、多面的な対応が必要となっている。

こうした課題への対応に当たり、長期的視点に立ったIT人材の発掘・育成・輩出の促進を任務とする国の政策実施機関として、民間だけでは採算性の観点から取組が進まない若手人材の育成やIT人材に必要なスキル等の明確化のための情報を収集・分析し、その知見を共有する拠点機能として、専門的知見とノウハウを蓄積し、それらを最大限活かす役割を担うものとする。

これらの任務・役割のもとに、イノベーションを創出する資質・素養を有する若い突出したIT人材や特定の優れた技術を持ったIT人材(情報セキュリティ人材等)の発掘・育成及び時代に即した人材育成体系・客観的な能力基準の整備、普及等を行い、我が国の産業の活性化・競争力強化を目指す。また、このような活動に関連し、IT人材を巡る動向等の情報発信、情報関連人材育成事業を行う新事業支援機関に対する各種成果の普及や講師派遣等を行う。さらに事業成果の活用に向けツール、データベースの構築等を行うことにより、利用者の利便性の向上に努める。

なお、事業の推進に当たっては、我が国のIT人材の質の高度化を目指し、情報セキュリティ人材や高度IT人材の充実等を図るため、以下の点について、中期目標期間において達成を目指す。

(目標1)若い突出したIT人材の発掘において、特に秀でていると認定される者(スーパークリエイター)の割合を30%以上とする。(2011年:21%)

中期目標に明記された上記目標に対し、本中期計画においては以下の目標を定める。

○若い突出したIT人材の発掘促進のため、新たに大学やプログラミングコンテスト等の主催者との連携を順次拡大し、大学における個別説明会の実施やプログラミングコンテスト等の受賞者に対する普及啓発を行う。この結果、初年度の応募件数100件以上とし、さらに各年度において順次拡充し、最終年度には応募件数130件以上とする。(平成24年度:89件)

○若い突出したIT人材の育成のため、産業界との人的ネットワーク拡充、経営診断や知的財産権など専門性を有するアドバイザーの活用を新たに行い、加えて、産業界への啓発活動を行う。この結果、輩出した人材による起業・事業化率を30%以上とする。(平成20年度から平成22年度の事業修了者の起業・事業化率25.2%)

(目標2)情報セキュリティ人材の能力整備基準(スキル指標)の企業での活用率を30%以上と

する。(2010年:19%、2011年:20%(一般的なIT人材の能力整備基準活用率))

中期目標に明記された上記目標に対し、本中期計画においては以下の目標を定める。

○情報セキュリティ人材育成のため、当該人材が備えるべきスキルを、標的型攻撃など10種類以上のセキュリティ脅威別に明確にする。

○セキュリティに関するスキル指標をはじめとするスキル指標の活用率等、我が国IT人材の現状を的確に把握するため、IT人材白書(IT人材の育成実態に関する年次報告書)のアンケート回収率を30%以上とする。(平成24年度:15.1%)。これら、実態をより把握した白書を活用して、ベンダ・ユーザ各社へのスキル指標の利用を促す。

また、日々技術進歩の著しいIT業界の特性を勘案し、個々の事業ごとについては、年度計画において成果指標を定めて、我が国のIT人材の質の高度化等にどの程度貢献したのかを、各年度計画の評価時に確認する。

※例えば、受託開発型の人材からサービス提供型の人材への転換等、時代が要請する重要分野にシフトしたIT人材数やこれらの人材のスキルレベルの高度化・企業ニーズとの合致等が想定される。

### (1)イノベーションを創出する若いIT人材の発掘・育成と産業界全体への活用の啓発

①ITの活用によるイノベーションの創出を行うことができる独創的なアイデア・技術等を有する若い突出したIT人材を優れた能力と実績を持つプロジェクトマネージャーの指導のもと発掘・育成する。また、我が国の産業の活性化・競争力強化に資するため、若い突出したIT人材による成果・活動等を情報提供できる環境を整備するとともに、産業界との人的ネットワークの拡充を図り、産業界全体への活用の啓発を行う。

②国や産業界の社会インフラで求められる特定の優れた技術を持ったIT人材(情報セキュリティ人材等)の発掘・育成のため、集中的な教育プログラムや地域での各種セミナー・イベント等の実施を推進する。

### (2)融合IT人材と情報セキュリティ人材に関する客観的な能力基準の整備及び情報発信

①融合IT人材、情報セキュリティ人材に求められるスキル・タスクを分析し、CCSF(共通キャリア・スキルフレームワーク)等のスキル標準における能力基準整備等を行い、民間主体による育成の取組を促す。

②IT人材を巡る動向等の情報を収集・分析の上、情報発信を行う。また、情報関連人材育成事業を行う新事業支援機関に対して、機構の各種成果の普及や講師派遣等を行う。

### (3)情報処理技術者の技術力及び国民のIT利活用力の向上を目指した情報処理技術者試験の実施等

①情報処理技術者試験については、CCSFに準拠して着実に実施する。また、応募者数増加に資する取組と不断のコスト削減等により収益の改善を目指し、同試験の持続的な運営を行う。

②情報セキュリティ人材をはじめとするIT人材の多様化と高度化、ITの高度化・複雑化や技術二

ーズの多様化等ITを取り巻く環境変化を踏まえ、各試験間の整合を図りつつ出題範囲、出題内容等を反映する。

- ③アジア各国との相互認証、国際標準動向との調整等により、我が国の試験制度等の国際的な同等性、整合性を確保する。試験制度等の国際的な協力に際しては、相手国との関係に留意しつつ、可能な限り国際協力資金等の外部資金の活用により実施する。

#### (4)スキル標準及び産学連携に関する事業の民間を含めた実施体制の構築

- ①情報セキュリティや最新技術動向等を反映させながら3スキル標準及びCCSFを統合する。また、統合したスキル標準について、最適な維持・管理及び普及を行うために、民間を含めた実施体制を構築する。
- ②CCSFに基づき求められるIT人材像を産業界と教育界で共有し、高等教育機関における実践的な高度IT人材育成活動の自立的、効果的な実施を推進するための情報ハブ機能について、民間を含めた実施体制を構築する。

#### 情報処理促進法改正等に伴う追加措置

中期目標の変更により定められた以下の追加目標について、達成を目指す。

- (目標3)2020年までに情報処理安全確保支援士の登録を3万人超とすることに向けて、第三期中期目標期間内に情報処理安全確保支援士の試験、登録、講習を開始し、着実に実施するとともに、情報処理安全確保支援士の普及促進の観点から、情報処理安全確保支援士が担う代表的な役割モデルの3種以上の構築、情報処理安全確保支援士制度の企業認知度50%以上の達成を実現する。

上記追加目標の達成に向け、以下の事業を実施する。個々の事業ごとについては、年度計画において成果指標を定めて、我が国のIT人材の質の高度化等にどの程度貢献したのかを、各年度計画の評価時に確認する。

#### (5)情報処理安全確保支援士に係る試験・登録・講習の実施等

- ①情報処理安全確保支援士に係る試験、登録、講習の事務を開始するための、業務・システムの設計・構築や、関連規定の整備、実施体制の整備等を行う。
- ②情報処理安全確保支援士に係る試験、登録、講習の事務を着実に実施する。
- ③情報処理安全確保支援士制度の普及促進のために、企業におけるセキュリティに関する業務とそれに対応する役割の明確化、セキュリティ人材のキャリアパスの明確化、資格のブランディング活動、企業経営層への働きかけ等を行う。



## Ⅱ. 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

### 1. 出口戦略を意識した業務運営の不断の見直し

- (1) 各事業について実施の妥当性及び出口戦略を意識し、計画の策定、実行、評価、改善のPDCAサイクルに基づく業務運営の不断の見直しを実施する。
- (2) 外部有識者及び第三者の意見・評価、フォローアップ調査、アウトカム分析等により、各事業の厳格かつ客観的な評価・分析を実施し、その結果を事業選択や業務運営の効率化に反映させることにより見直しの実効性を確保する。
- (3) 機構内の検討機能を強化し、事業実施前の方針、運営方法等が有効かつ効率的なものである検証できる仕組みを設けることにより、内部統制のさらなる充実・強化を図る。さらに、毎年度、100人以上の有識者・利用者からヒアリング(「100者ヒアリング」)を実施する。

### 2. 機動的・効率的な組織及び業務の運営

- (1) PDCAサイクルに基づく業務運営の見直しの結果を反映させるとともに、ITを巡る内外の情勢変化等を踏まえ、運営効率向上のための最適な組織体制に向けて不断の見直しを図る。
- (2) 組織内外の課題に対応するため、部署を越えた横断的な連携を図り、外部専門人材も含めたワーキンググループやタスクフォースの設置等を行うことにより、機動的・効率的な組織・業務運営を行う。
- (3) 業務内容や専門性に応じて柔軟に活用できる多様な外部専門人材や先端的なセキュリティ人材を機動的・積極的に活用し、情勢の変化への対応力を高めるとともに、知識の習得や蓄積を通じて組織のパフォーマンス向上に努める。  
先端的なセキュリティ人材については、初年度において機構実施事業の修了生などを中心に募集し、採用する。
- (4) 組織内の個々人が最大限のパフォーマンスを発揮できるよう、業績評価制度とそれに基づく処遇の徹底や外部研修の活用等を積極的に行い、職員の業務遂行能力の向上を図る。
- (5) 業務内容に応じて民間事業者や外部専門機関を有効に活用することにより、業務の効率化を図る。民間事業者や外部専門機関の選定に当たっては、可能な限り競争的な方法により行うとともに、十分な公募期間の設定と情報提供を行う。
- (6) 機構における専門性・特殊性の高い業務を継続して行っていく観点から、就職情報サイトの積極的活用や採用説明会の充実等、新卒採用者の確保に向けた採用活動を強化するとともに、中長期的視点に立った人材の育成を図る。

### 3. 運営費交付金の計画的執行

事務事業については不断の見直しを行いつつ、運営費交付金の執行については、定期会議

での報告審査によりチェック機能の強化を図る等、運営費交付金の執行管理体制を強化することにより、事業の性質上やむを得ない案件を除き年度内での計画的執行を徹底し、予期せぬ運営費交付金債務残高の発生を抑制する。

また、中長期的な観点での計画的な執行計画に留意しつつ、予期せぬ交付金債務残高についてはその発生要因を分析した上で、次年度以降の適正かつ計画的執行に努める。

#### **4. 戦略的な情報発信の推進**

##### **(1) ITに係る情報収集・発信等(シンクタンク機能の充実)**

- ① ユーザーニーズ等に関する市場動向、ITの技術動向、国際標準化動向等の調査を国内外に亘って行い、情報サービス・ソフトウェア産業に係る各種情報を収集し、積極的な情報発信を実施する。
- ② 海外関連機関との連携強化や国際会議への積極的な参加等を通じ、国際的な情報発信及び国際動向の把握に努める。
- ③ ITの安全性・信頼性向上に資する基準・標準の策定及び事業成果の活用に向けたツール化、データベース構築、ガイドブック作成等を行い、利便性の高い情報提供を行う。
- ④ 高度な情報サービスの利用を通じた我が国の国民生活の向上及び産業の発展のために、研究会等により数年先の市場動向及び技術動向を見据え今後注力していくべき技術分野等の抽出を行う。

##### **(2) 戦略的広報の実施**

- ① 各事業の内容及び成果の特徴、対象等を見据え、最も効果的な広報手法を検討し、実施する。また、PDCAサイクルに基づき、広報活動の不断の見直しを実施する。
- ② 事業成果については、事業終了後早期に公開する。また、情報発信及び成果普及のあり方については、イベントの効率的な開催に努めるとともに、地方で開催されるセミナー・イベントについて、主催方式から講師派遣方式に切り替える等の見直しを行う。さらに、事業成果の経済社会に対する効果や貢献に関する調査を行い、その結果について広く公開し、国民の理解を得るとともに、国民一般における認知度の向上に努める。
- ③ 利用者の利便性向上を図るため、ウェブサイトの画面構成の改善等に努める。さらに、英語版を充実させ、海外への情報発信を強化する。
- ④ 報道関係者の事業内容に関する理解促進のため、第三期中期目標期間において500件以上の報道発表を実施する。また、説明会・懇談会等を開催するとともに、個別取材に対応する。さらに、国民一般に向けて機構が有するメーリングリスト等に加え、外部の情報発信ツールを活用した情報提供を行う。

#### **5. 業務・システムの最適化**

「独立行政法人等の業務・システム最適化実現方策」[平成17年6月29日各府省情報化統

括責任者(CIO)連絡会議決定]等の政府の方針を踏まえ、第一期中期目標期間中に策定した「業務・システム最適化計画」に基づき、内部統制の充実を視野に入れつつ、機構の主要な業務・システムの最適化・効率化を図る。

## 6. 業務経費等の効率化

- (1) 運営費交付金を充当して行う業務については、第三期中期目標期間中、一般管理費(人事院勧告を踏まえた給与改定分、退職手当を除く。)について毎年度平均で前年度比3%以上の効率化を行うとともに、新規に追加されるもの、拡充分を除き、業務経費について毎年度平均で前年度比3%以上の効率化を行う。
- (2) 役職員の給与水準については、国家公務員の給与構造改革等を踏まえた適切な見直しを実施するとともに、ラスパイレス指数、役員報酬、給与規程及び総人件費を引き続き公表する。また、給与水準についての検証を行い、これを維持する合理的な理由がない場合には必要な措置を講じることにより、給与水準の適正化に取組み、その検証結果や取組状況を公表する。

## 7. 調達最適化

- (1) 「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について(平成27年5月25日総務大臣決定)」を踏まえて毎年度策定する「調達等合理化計画」に基づき、競争性のない随意契約について引き続き徹底して点検・見直しするとともに、一般競争入札等(競争入札及び企画競争・公募をいい、競争性のない随意契約は含まない。以下同じ。)についても、競争性が確保されているか点検を行うことにより、契約の適正化を推進し、業務運営の効率化を図る。具体的には、やむを得ないものを除き、原則として一般競争入札等によることとし、透明性・公平性を確保しつつ公正な手続きを行う。結果として、一者応札・応募となった場合には事後調査を行い、問題点を把握した上で適切な改善を図り、更なる競争性を確保する。また、入札・契約の実施方法及び一者応札・応募について、契約監視委員会を年2回以上開催して点検を行うとともに監事等の監査を受ける。更に、調達マニュアルを整備するとともに、調達担当職員を対象とする定期的な研修を年2回以上実施する。
- (2) 契約等に係る情報について、適時適切に公表することにより透明性を確保する。

### Ⅲ. 財務内容の改善に関する目標を達成するためとるべき措置

#### 1. 自己収入拡大への取組

行政改革の主旨を踏まえ、第三期中期目標期間においても引き続き自己収入の増加を図る観点から、受益者が特定でき、受益者に応分の負担能力があり、負担を求めることで事業目的が損なわれない業務については、経費を勘案して、適切な受益者負担を求めていくこととする。

#### 2. 決算情報・セグメント情報の公表の充実等

機構の財務内容等の一層の透明性を確保する観点から、決算情報・セグメント情報の公表の充実等を図る。

#### 3. 地域事業出資業務(地域ソフトウェアセンター)

- (1) 地域ソフトウェアセンターについては、経営状況を的確に把握するとともに、経営改善を目的とした積極的な指導・助言等を行う。さらに、地域ソフトウェアセンター全国協議会が毎年度3回以上開催されるよう支援し、地域ソフトウェアセンター間の情報交換を促進することにより、地域ソフトウェアセンターの経営改善を図るものとする。
- (2) 第三期中期目標期間において黒字化への転換が見込めず、かつ、以下の基準に該当するものは、他の出資者等との連携の下に、当該期間内に解散に向けた取組を促すものとし、解散分配金を速やかに国庫納付するものとする。
  - ① 主要株主である地方自治体・地元産業界からの直接的、間接的な支援が得られない場合
  - ② 経営改善を行っても、繰越欠損金が増加(3期連続を目安)又は増加する可能性が高い場合

#### 4. 債務保証管理業務

保証債務の残余管理については、保証先への往訪や代表者との面談並びに決算書の徴求等を適宜行うとともに、金融機関とも連携して債権の保全を図る等適切に実施する。

#### 5. 資産の健全化

保有する資産については自主的な見直しを行ってきたところであるが、効率的な業務運営を担保するため不断の見直しを実施する。また、資産の実態把握に基づき、機構が保有し続ける必要があるかを厳しく検証し、支障のない限り、国への返納を行う。さらに、情報処理技術者試験の持続的な運営を可能とするため、応募者数増加に資する取組と不断のコスト削減に努め、財政基盤の確保を図ることにより、円滑な事業運営を目指す。

#### IV. 予算(人件費見積りを含む。)、収支計画及び資金計画

##### 1. 予算(別紙参照)

総表(別紙1-1)

事業化勘定(別紙1-2)

試験勘定(別紙1-3)

一般勘定(別紙1-4)

地域事業出資業務勘定(別紙1-5)

##### 2. 収支計画(別紙参照)

総表(別紙2-1)

事業化勘定(別紙2-2)

試験勘定(別紙2-3)

一般勘定(別紙2-4)

地域事業出資業務勘定(別紙2-5)

##### 3. 資金計画(別紙参照)

総表(別紙3-1)

事業化勘定(別紙3-2)

試験勘定(別紙3-3)

一般勘定(別紙3-4)

地域事業出資業務勘定(別紙3-5)

#### V. 短期借入金の限度額

15億円

(理由)年度当初における国からの運営費交付金の受入等が最大3ヶ月程度遅延した場合における機構職員への人件費の遅配及び機構事業費の支払遅延、その他の事故等(例えば天災による情報処理技術者試験の中止や延期等)の発生により生じた資金不足を回避する。

## VI. 重要な財産の譲渡・担保計画

なし

## VII. 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画

なし

## VIII. 剰余金の使途

各勘定に剰余金が発生したときには、後年度負担に配慮しつつ、各々の勘定の負担に帰属すべき次の使途に充当できる。

- ・ ソフトウェアの安全性・信頼性向上に関する業務等の充実
- ・ 短期の任期付職員の新規採用
- ・ 人材育成及び能力開発研修等
- ・ 広報、成果発表会等
- ・ 情報処理技術者試験の充実・改善、質の向上

## IX. その他主務省令で定める業務運営に関する事項

### 1. 施設及び設備に関する計画

なし

### 2. 人事に関する計画

機構における専門性・特殊性の高い業務を継続して行っていく観点から、中長期的視点に立った人材の育成を図る。

(参考1)

- ・ 期初の常勤役職員数 179人
- ・ 期末の常勤役職員数の見込み 231人程度とする。

(参考2)

- ・ 中期目標期間中の人件費総額見込み(法定福利費を除く。) 7,027百万円

### **3. 中期目標期間を超える債務負担**

中期目標期間を超える債務負担については、情報処理技術者試験業務等において当該業務が中期目標期間を超える場合で、当該債務負担行為の必要性・適切性を勘案し合理的と判断されるものについて予定している。

### **4. 積立金の処分に関する事項**

第二期中期目標期間の最終事業年度において、独立行政法人通則法第44条の処理を行ってなお積立金があるときは、主務大臣の承認を受けた金額について、情報処理技術者試験の制度改正等に係る経費の支出及び第二期中期目標期間中に自己収入財源で取得し第三期中期目標期間へ繰り越した固定資産の減価償却費等に要する費用に充てることとする。

別紙

別紙1 予算

別紙1-1

予算(総表)

(単位:百万円)

区別	金額
収入	
運営費交付金	32,458
国庫補助金	3,392
受託収入	194
業務収入	15,997
その他収入	276
計	52,317
支出	
業務経費	55,998
受託経費	194
一般管理費	5,659
計	61,851

[人件費の見積り]

期間中7,027百万円を支出する。

但し、上記の額は、役員報酬、職員基本給、職員諸手当、超過勤務手当、諸支出金(法定福利費を除く。)等に相当する範囲の費用である。

[運営費交付金の算定方法]

ルール方式(別紙)を採用

[注記]

各別表の「金額」欄の計数は、原則としてそれぞれ四捨五入によっているので、端数において合計とは一致しないものがある。



## [運営費交付金の算定ルール]

平成25年度から平成29年度までの各事業年度における運営費交付金(G(y))については、次の数式により算出する。

G(y)(運営費交付金)

$$= A(y-1)(\text{一般管理費}) \times \alpha(\text{一般管理費の効率化係数}) \\ + B(y-1)(\text{事業に要する経費}) \times \beta(\text{事業の効率化係数}) \\ \times \gamma(\text{中長期的政策係数}) \times \delta(\text{消費者物価指数}) \\ + C(y)(\text{調整経費}) - D(y)(\text{自己収入})$$

A(y)(一般管理費)(注) = S(y)(人件費)

+ その他一般管理費(y-1) × δ(消費者物価指数)

注:一般管理費の効率化係数を掛ける前の一般管理費

B(y)(事業に要する経費)(注) = S(y)(人件費)

+ その他事業に要する経費(y-1)

注:事業に要する経費の効率化係数を掛ける前の事業に要する経費

S(y)(人件費) = S(y-1) × s(人件費調整係数)

D(y)(自己収入) = D(y-1) × d(自己収入調整係数)

A(y) : 運営費交付金額のうち一般管理費相当分。

B(y) : 運営費交付金額のうち事業に要する経費相当分。

C(y) : 短期的な政策ニーズ及び特殊要因に基づいて増加する経費。

短期間で成果が求められる技術開発への対応、法令改正に伴い必要となる措置等の政策ニーズ及び退職手当の支給、事故の発生等の特殊要因により特定の年度に一時的に発生する資金需要について必要に応じ計上する。

D(y) : 自己収入。

情報システムのセキュリティに係る評価・認証の手数料等が想定される。

S(y) : 役員報酬、職員基本給、職員諸手当、超過勤務手当、諸支出金等に相当する額。

係数  $\alpha$   $\beta$   $\gamma$   $\delta$   $s$  及び  $d$  については、以下の諸点を勘案した上で、各年度の予算編成過程において、当該年度における具体的な係数値を決定する。

$\alpha$ (一般管理費の効率化係数)

: 毎年度平均で前年度比3%以上の効率化を達成する。

$\beta$ (事業の効率化係数)

: 毎年度平均で前年度比3%以上の効率化を達成する。途中新規事業についても翌年度から年3%程度の効率化を図ることとしているため、この達成に必要な係数値とする。

$\gamma$ (中長期的政策係数)

: 中長期的に必要な技術シーズへの対応の必要性、科学技術基本計画に基づく

科学技術関係予算の方針、独立行政法人評価委員会による評価等を総合的に勘案し、具体的な伸び率を決定する。

$\alpha$ (消費者物価指数)

: 前年度の実績値を使用する。

$s$ (人件費調整係数)

: 職員の採用、昇給・昇格、減給・降格、退職及び休職に起因する一人当たり給与の変動の見込みに基づき決定する。

$d$ (自己収入調整係数)

: 自己収入の見込みに基づき決定する。

[中期計画予算の見積りに際し使用した具体的係数及びその設定根拠等]

上記の算定式に基づき、一定の仮定の下に中期計画期間中の予算を試算。

- ・  $\alpha$ (一般管理費の効率化係数)については、前年度比3%以上の効率化を図る前提で試算。
- ・  $\beta$ (事業の効率化係数)については、試験勘定に係る事業を除き、前年度比3%以上の効率化、途中新規事業についても翌年度から3%程度の効率化を図る前提で試算。
- ・  $\gamma$ (中長期的政策係数)については、平成25年度は 0.974023、26年度は 1、27年度は 0.9917521、28年度は 1.2340995 として算定。29年度は1として試算。
- ・  $\delta$ (消費者物価指数)については、平成25年度は 0.999、26年度は 1、27年度は 1.009、28年度は 1.029 として算定。29年度は±0%として試算。
- ・  $s$ (人件費調整係数)については、平成25年度は 0.99824、26年度は 1.072118、27年度は 0.99538、28年度は 0.99288 として算定。29年度は1として試算。
- ・  $d$ (自己収入調整係数)については、平成25年度、26年度、27年度、28年度及び29年度は1として試算。
- ・  $C$ (調整経費)については、退職手当等を前提に、平成25年度は 0 千円、26年度は 34,438 千円、27年度は 15,353 千円、28年度は 46,186 千円、29年度は 1,267,476 千円として見込額を算定。

## 別紙1-2

## 予算(事業化勘定)

(単位:百万円)

区別	金額
収入	
業務収入	0
計	0
支出	
計	0

## [注記]

本勘定は平成17年度に業務を停止しており、1百万円の現預金の収入利息のみが計上されることとなる。

## 予算(試験勘定)

(単位:百万円)

区別	金額
収入	
業務収入	13,456
その他収入	12
計	13,468
支出	
業務経費	12,306
一般管理費	1,027
計	13,333

## [人件費の見積り]

期間中1,494百万円を支出する。

但し、上記の額は、役員報酬、職員基本給、職員諸手当、超過勤務手当、諸支出金(法定福利費を除く。)等に相当する範囲の費用である。

## 予算(一般勘定)

(単位:百万円)

区別	金額
収入	
運営費交付金	32,458
国庫補助金	3,392
受託収入	194
業務収入	2,541
その他収入	264
計	38,848
支出	
業務経費	43,692
受託経費	194
一般管理費	4,633
計	48,518

## [人件費の見積り]

期間中5,533百万円を支出する。

但し、上記の額は、役員報酬、職員基本給、職員諸手当、超過勤務手当、諸支出金(法定福利費を除く。)等に相当する範囲の費用である。

## 別紙1-5

## 予算(地域事業出資業務勘定)

(単位:百万円)

区別	金額
収入	
その他収入	0
計	0
支出	
計	0

## [注記]

本勘定は地域ソフトウェアセンターに対する出資金の計数管理のみを行っており、25百万円の現預金の収入利息のみが計上されることとなる。

## 別紙2 収支計画

別紙2-1

### 収支計画(総表)

(単位:百万円)

区別	金額
費用の部	
経常費用	42,976
業務費用	33,641
受託経費	194
一般管理費	5,659
減価償却費	3,482
収益の部	
経常収益	42,787
運営費交付金収益	21,308
補助金収益	3,392
受託収入	194
業務収入	14,895
その他収入	25
資産見返負債戻入	2,974
財務収益	251
純利益(△純損失)	63
前中期目標期間繰越積立金取崩額	0
目的積立金取崩額	0
総利益(△総損失)	63

#### [注記]

各別表の「金額」欄の計数は、原則としてそれぞれ四捨五入によっているため、端数において合計とは一致しないものがある。

## 収支計画(事業化勘定)

(単位:百万円)

区別	金額
費用の部	
収益の部	
財務収益	0
純利益(△純損失)	0
前中期目標期間繰越積立金取崩額	0
目的積立金取崩額	0
総利益(△総損失)	0

## [注記]

本勘定は平成17年度に業務を停止しており、1百万円の現預金の収入利息のみが計上されることとなる。



## 収支計画(試験勘定)

(単位:百万円)

区別	金額
費用の部	
経常費用	13,445
業務費用	11,870
一般管理費	1,027
減価償却費	548
収益の部	
経常収益	13,501
業務収入	13,456
その他収入	5
資産見返負債戻入	40
財務収益	7
純利益(△純損失)	63
前中期目標期間繰越積立金取崩額	0
目的積立金取崩額	0
総利益(△総損失)	63

## 収支計画(一般勘定)

(単位:百万円)

区別	金額
費用の部	
経常費用	29,531
業務費用	21,770
受託経費	194
一般管理費	4,633
減価償却費	2,934
収益の部	
経常収益	29,286
運営費交付金収益	21,308
補助金収益	3,392
受託収入	194
業務収入	1,438
その他収入	20
資産見返負債戻入	2,934
財務収益	244
純利益(△純損失)	0
前中期目標期間繰越積立金取崩額	0
目的積立金取崩額	0
総利益(△総損失)	0

## 収支計画(地域事業出資業務勘定)

(単位:百万円)

区別	金額
費用の部	
収益の部	
財務収益	0
純利益(△純損失)	0
前中期目標期間繰越積立金取崩額	0
目的積立金取崩額	0
総利益(△総損失)	0

## [注記]

本勘定は地域ソフトウェアセンターに対する出資金の計数管理のみを行っており、25百万円の現預金の収入利息のみが計上されることとなる。

### 別紙3 資金計画

別紙3-1

#### 資金計画(総表)

(単位:百万円)

区別	金額
資金支出	65,785
業務活動による支出	52,996
投資活動による支出	10,106
次期中期目標期間への繰越	2,683
資金収入	65,785
業務活動による収入	52,329
運営費交付金による収入	32,458
国庫補助金による収入	3,392
受託収入	194
業務収入	15,997
その他収入	289
投資活動による収入	9,670
当中期目標期間の期首資金残高	3,785

#### [注記]

各別表の「金額」欄の計数は、原則としてそれぞれ四捨五入によっているため、端数において合計とは一致しないものがある。

## 資金計画(事業化勘定)

(単位:百万円)

区別	金額
資金支出	1
次期中期目標期間への繰越	1
資金収入	1
業務活動による収入	0
その他収入	0
当中期目標期間の期首資金残高	1

## [注記]

本勘定は平成17年度に業務を停止しており、1百万円の現預金の収入利息のみが計上されることとなる。

## 資金計画(試験勘定)

(単位:百万円)

区別	金額
資金支出	14,765
業務活動による支出	12,897
投資活動による支出	436
次期中期目標期間への繰越	1,433
資金収入	14,765
業務活動による収入	13,468
業務収入	13,456
その他収入	12
当中期目標期間の期首資金残高	1,297

## 資金計画(一般勘定)

(単位:百万円)

区別	金額
資金支出	50,993
業務活動による支出	40,099
投資活動による支出	9,670
次期中期目標期間への繰越	1,224
資金収入	50,993
業務活動による収入	38,861
運営費交付金による収入	32,458
国庫補助金による収入	3,392
受託収入	194
業務収入	2,541
その他収入	277
投資活動による収入	9,670
当中期目標期間の期首資金残高	2,462

## 資金計画(地域事業出資業務勘定)

(単位:百万円)

区別	金額
資金支出	25
次期中期目標期間への繰越	25
資金収入	25
業務活動による収入	0
その他収入	0
当中期目標期間の期首資金残高	25

## [注記]

本勘定は地域ソフトウェアセンターに対する出資金の計数管理のみを行っており、25百万円の現預金の収入利息のみが計上されることとなる。